

2023年（令和5年）第9回総会議事録

- 1 告示年月日 2023年（令和5年）9月15日（金）
- 2 通知年月日 2023年（令和5年）9月15日（金）
- 3 開催年月日 2023年（令和5年）9月29日（金）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
 - 議案第4号 非農地証明について
 - 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（賃借権または使用貸借権の移転関係）に対する意見決定について
- 6 協議事項
福山市農地利用最適化推進委員の募集について
- 7 報告事項
農業委員会の委員の選任及び募集について
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
 - 1番 佐藤 眞子 2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男
 - 6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也 8番 小林 輝仁 9番 石井 洋子
 - 10番 安原 理雄 11番 下江 京子 12番 能宗 秀典 13番 山本 明
 - 14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造 以上14名
- 8 欠席委員
 - 5番 寶諸 孝也 以上1名
- 9 その他の出席者
0名
- 10 事務局出席職員等

事務局 長
事務局
松永出張所
神辺出張所
以上 8 名

林 茂晃
藤岡 貴世
花田 宏
板谷 浩司

事務局 次長
沼隈出張所 長
北部出張所
沼隈出張所

杉原 信広
野田 真之
藤井 勝俊
松原 美和

1 1 議事内容

午前 10時00分

事務局長	<p>ただいまから、2023年（令和5年）第9回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>谷邊会長，会議の進行をお願いします。</p> <p>— 開会挨拶 —</p>
会長	<p>それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p>
議長	<p>最初に，総会の成立を申し上げます。</p> <p>委員総数15名のうち，出席委員14名，欠席委員1名，在任委員の過半が出席ですので，本会議は成立します。</p>
議長	<p>続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行ないます。</p> <p>議席番号3番 土屋 智樹（つちや ともき）委員と議席番号9番 石井 洋子（いしい ようこ）委員をお願いします。</p>
議長	<p>議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>2023年（令和5年）第9回総会議案書追加・訂正事項について説明します。</p> <p>議案書（別冊）5ページ17番取下げ，10ページ3番取下げとなっています。追加・訂正事項については，以上です。</p>
議長	<p>それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 1番 佐藤</p>	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、9月25日の午前9時10分からの現地調査に続き、午前11時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中全員の出席により、議案第1号2件、議案第4号2件、合計4件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、広島市の受人が、神辺町の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>2番は、曙町の受人が、兵庫県三田市（さんだし）の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>どちらも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、9月26日の12時45分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中10名全員の出席により、議案第1号4件、議案第2号1件、議案第3号1件、議案第4号4件、合計10件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番から6番について報告します。</p> <p>3番は、郷分町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農をするものです。</p> <p>4番は、春日町の受人が、奈良県北葛城郡の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>5番は、内海町の受人が、広島市南区の渡人から申請地を贈与にて譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>6番は、内海町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農をするものです。</p>

<p>委員 4番 野田 (続き)</p>	<p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、9月26日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から、松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により、議案第1号7件、議案第2号1件、議案第3号5件、議案第4号4件、議案第5号1件、合計18件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7番から13番について報告します。</p> <p>7番は、木之庄町五丁目の受人が、神村町の渡人から譲受けて、新規就農し、野菜や果樹を栽培する計画です。</p> <p>8番と9番は関連案件です。柳津町二丁目の受人が、8番で春日町の渡人から、9番で神村町の渡人から譲受けて、経営規模を拡大し、水稻および野菜を栽培する計画です。</p> <p>10番と11番も関連案件です。神村町の受人が、本郷町の渡人2人から譲受けて、経営規模を拡大し、水稻を栽培する計画です。</p> <p>12番は、柳津町二丁目の受人が、金江町の渡人から譲受けて、経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>13番は、大阪府和泉市の受人が、本郷町の渡人から譲受けて、新規就農し、野菜を栽培する計画です。なお、受人は、金江町に移住する予定です。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、9月26日の午後1時30分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名中12名の出席により、議案第1号6件、議案第2号1件、議案第3号2件、議案第6号1件、の合計10件について審議いたしました。</p> <p>なお、議案第1号17番については、不許可相当となり、協議会后、取下願が受理されております</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページ14番から5ページ19番について報告します。</p> <p>14番は、加茂町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、水稻を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>15番は、加茂町の受人が、坪生町の渡人から申請地を譲り受け、イチジクを栽培し新規就農するものです。</p> <p>16番は、府中市上下町の受人が、駅家町の渡人から申請地を譲り受け、通い耕作するもので、29-1でイチジクを29-2では水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>18番は、新市町の受人が、柳津町の渡人から贈与により申請地を譲り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>19番は、新市町の受人が、木之庄町四丁目の渡人から申請地を譲り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、9月26日、午前9時から現地調査を行い、午前10時30分から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号1件、議案第2号1件、議案第4号3件の合計5件について、審議しました。</p>

<p>委員 13番 山本 (続き)</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ20番について報告します。</p> <p>20番は、申請地の川南の畑1筆923㎡について、川南の渡人から、御幸町の受人が譲り受けて、水稻の栽培をして農業の規模拡大を図るものです。申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p>

議 長 (続き)	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	<p>議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 1 番について報告します。</p> <p>1 番は、瀬戸町の申請人が、申請地を果樹園にするため農地改良するものです。一時転用の期間は令和 6 年 3 月 1 日までです。</p> <p>場所は、赤坂バイパス早戸ランプの東、約 5 0 0 メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 岡本	<p>議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の、2 番について報告します。</p> <p>2 番は、松浜町四丁目の申請人が、申請地に露天駐車場を設置するものです。場所は、金江小学校から、北へ約 2 3 0 メートルのところですか。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 1 0 番 安原	<p>それでは、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 6 ページ 3 番について報告します。</p> <p>申請者は新市町のデニム生地製造メーカーの経営者で会社の従業員駐車場として整備する計画です。</p> <p>場所は常金中学校の南 1 キロメートルの所です。</p> <p>以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 1 3 番 山本	<p>議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」6 ページ 4 番について報告します。</p> <p>4 番は、下御領の申請人が所有する同町の田 1 筆 7 6 0 m²のうち 3 6 1. 4 m²について、露天駐車場として利用するものです。</p> <p>現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。</p> <p>なお、4 番については、既に造成用に土を入れていたため、顛末書の提出を受けています。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第 2 号のすべての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>また、常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 質問等なし —
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	—全 員 挙 手 —
議長	全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委員 4番 野田	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の1番について報告します。 1番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。場所は、福山市役所沼隈支所の南東、約3,600メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	松永地区の報告をお願いします。
委員 7番 岡本	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分および意見決定について」の、2番から6番について報告します。 2番および3番は、関連案件です。神戸市中央区の法人が、神村町の渡人2人から譲受けて、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、神村3区集会所から、西へ約490メートルのところでは、 4番から6番は関連案件です。東村町の法人が、本郷町の渡人3人から譲受け、露天駐車場、緑地及び露天資材置場を設置するものです。場所は、本郷小学校から、南へ約310メートルのところでは、 現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	北部地区の報告をお願いします。

<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の9ページ7番から8番について報告します。</p> <p>7番は南蔵王町六丁目の電気工事業者が、新市町の渡人から申請地を譲り受け、280枚の太陽光発電パネルを設置して売電事業を行う計画です。</p> <p>場所はJR戸手駅の東300メートルの所です。</p> <p>8番は新市町の受人の借家が手狭になり、隣地の申請地を譲り受け、住宅を建築するものです。</p> <p>場所は網引小学校の北2キロメートルの所です。</p> <p>以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号「7番」は、農用地区域内農地以外の農地のうち、市街地化の傾向が著しい区域内にあり、JR福塩線戸手駅からおおむね300メートル以内に存在するため、第3種農地として判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、「2番」、「3番」については、一体の案件であり、転用面積が3千平方メートルを超えるため、常設審議委員会への意見聴取案件となります。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 質問等なし —
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、「2番」、「3番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	— 全員挙手 —
議長	<p>全員挙手により、議案第3号「2番」、「3番」は、許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委員 1番 佐藤	<p>議案第4号「非農地証明について」の1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、北海道帯広市の申請人が、昭和36年頃から住宅敷地及び庭敷として利用し、現在に至っております。</p> <p>場所は、深津小学校の南、約100メートルです。</p> <p>2番は、神戸市の申請人が、昭和45年以前から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、坪生小学校の北東、約900メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、どちらも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委員 4番 野田	<p>議案第4号「非農地証明について」の4番から7番について報告します。</p> <p>4番は、沼隈町の申請人が、昭和20年頃から住宅敷地として利用し、現在に至っております。</p>

<p>委員 4番 野田 (続き)</p>	<p>場所は、福山市役所沼隈支所の北西、約1,200メートルです。</p> <p>5番は、京都府宇治市の申請人が、平成15年5月頃から耕作放棄し雑木が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、福山市役所鞆支所の南西、約2,000メートルです。</p> <p>6番は、内海町の申請人が、昭和52年頃から工場敷地として利用し現在に至っております。</p> <p>場所は、福山市内海中学校の跡地の南東、約3,100メートルです。</p> <p>7番は、広島市南区の申請人が、平成5年以前から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、福山市内海中学校跡地の南東、約2,200メートル等、付近に点在しております。</p> <p>なお、7番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の8番から11番について報告します。</p> <p>8番から10番は関連案件です。親戚関係である本郷町および広島市の申請人が、8番については平成28年頃から、それ以外の申請地については昭和60年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。</p> <p>場所は、本郷保育所から東へ、約760メートルのところですか。</p> <p>11番は、本郷町の申請人が、昭和2年頃から住宅敷地として利用していたものです。場所は、楠木池から北へ、約390メートルのところですか。</p> <p>なお、8番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 1 3 番 山本	<p>議案第4号「非農地証明について」12ページ12番から14番について報告します。</p> <p>12番は、湯野の申請人が、申請地である湯野の畑6筆合計1,049㎡について、平成15年以前から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となったものです。場所は神辺中学校から西へ約50メートルのところです。</p> <p>13番は、上竹田の申請人が、申請地である下竹田の畑2筆合計1,076㎡について、平成12年以前から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となったものです。場所は竹尋小学校から南へ約1キロメートルのところです。</p> <p>14番は、上竹田の申請人が、申請地である下竹田の畑1筆合計432㎡について、昭和50年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となったものです。場所は竹尋小学校から南へ約1.5キロメートルのところ。現地調査を行いました。農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>なお、13番の申請地は、農振農用地区域内の農地のため、関係部局との調整は整っております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 質問等なし —
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 全 員 挙 手 —

議 長	全員挙手により，議案第4号は原案のとおり決定します。
議 長	次に，議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。 松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 岡本	議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の1番について報告します。 1番は尾道市の被相続人の相続人である子が，高西町南の申請地の畑2筆，619㎡を相続税の納税猶予特例適用の申請農地として利用するものです。申請農地は耕作されており，農地として適正に管理されています。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので，採決します。 議案第5号について，原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	—全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により，議案第5号は原案のとおり決定します。
議 長	つぎに，議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（賃借権または使用貸借権の移転関係）に対する意見決定について」を上程します。 北部地区の報告をお願いします。

委員 10番 安原	<p>それでは、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（賃借権または使用貸借権の移転関係）に対する意見決定について」の14ページ1番について報告します。</p> <p>現在、農地中間管理機構が、1番の申請地に農地中間管理権を設定して新市町の農業法人へ貸し付けています。この度、世羅郡世羅町の受人が使用貸借権の移転を受け、引き続き水稻を栽培する計画です。期間は令和5年10月13日から令和12年12月31日です。</p> <p>当該農地、権利の移転を受ける者に問題はなく、農用地利用集積等促進計画として認可できるものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構が、農地中間管理権の設定等や賃借権の設定等を行おうとするときに定められるもので、県知事の認可、公告後、利用権の設定が行われます。</p> <p>議案第6号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、福山市から農用地利用集積等促進計画に対する意見を求められたものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第6号について、意見・異議がないことを福山市へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 全 員 挙 手 —
議長	全員挙手により、議案第6号は意見・異議がないことを福山市へ回答します。
議長	次に、協議事項「福山市農地利用最適化推進委員の募集について」を事務局から説明してください。
事務局	<p>「福山市農地利用最適化推進委員の募集について」をご説明いたします。</p> <p>現在の福山市農地利用最適化推進委員の任期が、2024年（令和6年）4月30日までとなっていることから、今年度中に募集をするものです。</p> <p>お配りをしている「福山市農地利用最適化推進委員の募集及び選任について」（案）をご覧ください。</p> <p>推進委員の募集人数は全部で30人となっており、裏面別表に記載してあります第1地区から第11地区までについて、それぞれの地区ごとに募集人数が決められています。</p> <p>なお、募集する推進委員の任期は、農業委員会からの委嘱の日から農業委員の任期満了日までで、身分は、福山市の特別職の非常勤職員となり、報酬は、月額44,800円で農業委員と同額です。</p> <p>募集の期間は、2023年（令和5年）11月1日から11月30日までとし、市広報誌及びホームページで周知を図ります。</p> <p>募集に係る書類については、別途お配りしている「福山市農業委員会の農地利用最適化推進委員（推進委員）募集のご案内」を農業委員会事務局及び各出張所にて配布並びにホームページからのダウンロードとなります。</p> <p>申込書等の提出は、持参又は郵送により本庁の農業委員会事務局へ提出することとし、各出張所では受け付けしません。</p> <p>募集から選任までのスケジュールについては、本年11月1日から募集を開始し、11月16日に申込者の中間公表を経て11月30日に募集の締め切り後、12月上旬に申込者の最終公表を行います。その後、来年1月から2月の間に選定委員会を開催し、候補者を選定、3月下旬の農業委員会総会を経て5月1日以降に農業委員会から委嘱される予定としています。</p> <p>「福山市農業委員会の農地利用最適化推進委員（推進委員）募集のご案内」を</p>

事務局 (続き)	<p>ご覧ください。1 ページから 4 ページにかけて先程ご説明した募集についての詳細が記載されています。</p> <p>なお、本年度からタブレット端末を利用した活動がはじまっているため、1 ページの「2 活動内容 (予定)」にその旨を記載しています。</p> <p>また、2 ページの「4 推薦を受ける者及び応募する者の資格」に記載してあるとおり、推進委員と、この後の報告事項にあります農業委員の両方に申し込みはできますが、兼務はできないことになります。</p> <p>7 ページからは、申込書となっています。</p> <p>7 ページ、8 ページの様式第 1 号は、法人その他の団体による推薦を受けて申込みを行う際に使用する様式です。</p> <p>9 ページ、10 ページの様式第 2-1 号は、3 人以上の個人による推薦を受けて申込みをする際に使用する様式で、11 ページの様式第 2-2 号は、その推薦者が連名するための別紙となっています。</p> <p>13 ページ、14 ページの様式第 3 号は、応募する個人が使用する様式となっています。</p> <p>15 ページから 17 ページは申込書の記載例です。</p> <p>19 ページは、様式第 1 号、様式第 2-1 号に推薦理由を記載しきれない場合、21 ページは様式第 3 号に応募する理由が記載しきれない場合などにそれぞれ使用する別紙となっています。</p> <p>なお、この案内は、ご協議をいただいた後、表現など若干の修正をする場合がありますので予めご了承くださいと思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、事務局は説明のとおり農地利用最適化推進委員の募集について事務手続きを進めてください。</p> <p>次に、報告事項の(1)「農業委員会の委員の選任及び募集について」を事務局から説明してください。</p>

<p>事務局</p>	<p>「農業委員会の委員の選任及び募集について」ご説明いたします。</p> <p>先に協議事項で説明した推進委員と同様に、現在の福山市農業委員会の委員の任期が、2024年（令和6年）4月30日までとなっていることから、今年度中に募集をするものです。</p> <p>農業委員の募集事務についての所管は農林水産課となり、委員の選任については、「福山市農業委員会の委員の選任に関する要綱」に基づき選任されます。</p> <p>また、募集により申し込みをされた委員候補者の評価は「福山市農業委員候補者評価委員会」で行います。</p> <p>お配りをしている「福山市農業委員会の委員の募集及び選任について」をご覧ください。</p> <p>農業委員の募集人数は15人です。</p> <p>募集の期間は、2023年（令和5年）11月1日から11月30日までとなっており、市広報誌及びホームページで周知が図られます。</p> <p>募集に係る書類については、別途お配りしている「福山市農業委員会の委員（農業委員）募集のご案内」を農林水産課及び各建設産業課にて配布並びにホームページからのダウンロードとなります。</p> <p>申込の書類の提出は、持参又は郵送により本庁の農林水産課へ提出することとなっており、各建設産業課では受け付けされません。</p> <p>「福山市農業委員会の委員（農業委員）募集のご案内」の1ページから4ページに募集の詳細が記載されていますのでご確認ください。また、7ページから21ページが申込用紙及び記入例等となっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、次に、報告事項（2）「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の15ページから24ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、32件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、25ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、26ページから31ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条2件、5条41件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、32ページの「農地法施行規則第29条第1項第13号の規定による協議書の受理について」です。電気事業者が行う送電用電気工作物等の敷地に供するため、農地を農地以外のものにする場合については、農地転用の制限の例外となります。1件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、33ページから35ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が10件ありました。</p> <p>次に、36ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山市局から1件の照会があり、農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>専決処分及び届出等については以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2023年（令和5年）第9回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は10月31日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>

事務局長

委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。
気をつけてお帰りください。

午前10時40分閉会